

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成3年新潟県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改正後	改正前
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）
<u>第5条 職員に管理職員特別勤務手当を支給する場合には、管理職員特別勤務手当整理簿を作成するものとする。</u>	
<u>2 管理職員特別勤務手当整理簿は、職員別に作成し、次に掲げる事項を記入するものとする。</u>	
<u>(1) 勤務に従事した年月日</u>	
<u>(2) 勤務に従事した職員の職及び氏名</u>	
<u>(3) その職に係る管理職手当の（種）区分</u>	
<u>(4) 勤務の内容</u>	
<u>(5) 勤務をすることが必要であった理由</u>	
<u>(6) 勤務の開始時刻及び終了時刻</u>	
<u>(7) 休憩等の時間</u>	
<u>(8) 実働時間数</u>	
第6条（略）	第5条（略）

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。